

あなたの相談パートナー！

一人で悩まないで、人権擁護委員にご相談を

☎人権・同和対策課人権・同和対策係 ☎72-2111

人権とは「人間が人間らしく生きる権利」ですが、いじめや虐待など人権侵害を受けている人は、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込みがちです。市内で活動する人権擁護委員にご相談ください。

人権擁護委員の活動

人権相談窓口

いじめや差別、DV(ドメスティックバイオレンス)などの相談に、人権擁護委員が応じます。相談は無料で、秘密は守られます。毎月1回、人権教育啓発センターで特設人権相談を開設しています。

次回の相談日は、7月19日(金)／13時～16時です。

人権侵害への調査・対応

人権を侵害された人からの申告などを受け、法務局職員と協力して調査・対応にあたります。

人権に関する啓発

人権への理解を深めてもらうために、小・中学生を対象とした人権教室や人権作文コンテスト、人権の花運動など、アイデアに富んださまざまな啓発活動を行っています。



▲人権教室の様子



▲人権の花運動の様子

電話やSNS(LINE)で人権相談ができます

下記電話番号で相談を受け付けています。最寄りの法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られます。

●みんなの人権110番

☎0570-003-110(平日 8時半～17時15分)

●女性の人権ホットライン

☎0570-070-810(平日 8時半～17時15分)

●LINEによる人権相談 (平日 8時半～17時15分)



●子どもの人権110番

☎0120-007-110(平日 8時半～17時15分)

●外国語人権相談ダイヤル

☎0570-090-911(平日 9時～17時)

●インターネット人権相談 受付窓口(法務省)



6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員の存在を周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかけています。